

盛岡市立あべたて保育園移管先法人募集要項

盛岡市では、盛岡市立あべたて保育園（以下「あべたて保育園」という。）について、令和12年4月に民営化（統合方式）することとし、入所児童及び地域の児童並びにその保護者の福祉の増進を図っていただける社会福祉法人、学校法人又は公益財団法人を募集します。

1 移管にあたって

- (1) 移管にあたっては、応募提案型公募方式により移管先法人の募集、選定を行います。
- (2) 民営化の形態は「統合（在園児受入れ）方式」とし、あべたて保育園の在園児を、統合先の認可保育所又は幼保連携型認定こども園（以下、「保育所等」という。）で受け入れる形態とします。
移管前に引継保育を行うほか、統合先の保育所等との交流や実際に登園する機会を設けることにより、新たな保育所等に登園する場合に必要な慣らし保育が不要になるなど、子どもや保護者の安心の確保と保育関係者の負担軽減となるよう進めます。
- (3) 保護者と協議の上、あべたて保育園で行ってきた地域と連携した保育等、特色ある保育内容等については、保護者の御意見・要望等を踏まえ、取り入れるよう努めることとし、子どもたちのよりよい成長のために、保護者の意向を十分に配慮した上で相互の意思疎通に努め、円滑な移管を行っていただきます。
- (4) 統合先の保育所等運営は、関係法令等の理念、基準、指針等に基づき、かつ安定的・継続的な運営を行い、児童・保護者・地域等との信頼関係の維持・向上に努めていただきます。

2 スケジュール等

公告から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりとします。

なお、スケジュールについては変更となる場合があります。変更となった場合は、市ホームページ等によりお知らせいたします。

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 実施の公告（募集要項公表） | 令和8年7月31日（金） |
| (2) あべたて保育園公募説明会 | 令和8年8月17日（月）※申込は8月12日（水）まで |
| (3) 質問受付期限 | 令和8年8月31日（月）正午まで（必着） |
| (4) 質問への回答 | 令和8年9月4日（金） |
| (5) 移管申込書等の提出期限 | 令和8年9月11日（金）正午まで（必着） |
| (6) 審査会開催（プレゼンテーション） | 令和8年9月下旬（予定） |
| (7) 選定結果の通知・公表 | 令和8年9月末（予定） |

3 移管年月日

令和12年4月1日（予定）

4 応募資格

応募資格は、次の全てに該当するものとします。

- (1) 岩手県内に主たる事務所がある社会福祉法人、学校法人又は公益財団法人であること。
- (2) あべたて保育園からの直線距離が概ね1kmの範囲内において、応募法人が運営している保育所等が所在していること。

5 移管条件等

あべたて保育園の統合先の保育所等として、在園児を受け入れるにあたっては、現在の保育所

等の運営を継続するとともに、次の事項を満たしていただきます。

(1) 定員及び受入年齢

統合先の保育所等の利用定員は、近隣地域の就学前児童数を勘案し、市と協議して決定すること。また、移管後に利用定員を変更する際にも、市と事前に協議し決定すること。

(2) 職員配置

統合先の保育所等は、「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」に定められている基準等を遵守した職員配置とすること。

(3) 引継保育と保育体験等

統合先の保育所等の職員とあべたて保育園の職員が、合同で保育を行う引継保育を行うこと。また、移管までの期間に、あべたて保育園の在園児が新たな保育環境（職員や施設等）にできるだけ早く慣れるよう、あべたて保育園の職員と一緒に統合先の保育所等に行く保育体験を行う際は、統合先の保育所等で受入れること。

なお、引継保育と保育体験の具体的な期間及び頻度については、保護者、移管先法人及び市の三者で協議した上で定めるものとする。

(4) あべたて保育園の保育内容の継承について

あべたて保育園で行ってきた地域と連携した保育等、特色ある保育内容等については、保護者の御意見・要望等を踏まえ、取り入れるよう努めること。

(5) その他

ア 統合先の保育所等の運営にあたり、地元自治会、周辺住民等と十分な連携を図ること。

イ 現あべたて保育園と大きく異なる費用の徴収がある場合については、あべたて保育園の在園児の保護者に十分協議し、同意を得てから実施すること。

6 選定

選定にあたっては、応募提案型公募方式により、選定委員会が行う応募提案の審査により法人を選定し、市長が決定します。

選定委員会の会議は、非公開としますが、法人の代表者等から聴き取りを行う際は、公開とします。なお、選定要領は公開します。

応募提案の内容及び添付書類は、別紙のとおりとします。

あべたて保育園の在園児を円滑に受け入れるため、統合先の保育所等における保育内容や運営などについて、アピールポイント等を提案してください。

7 移管前後の支援等

(1) 移管前の引継保育に要する経費について、法人と協議の上、費用を負担します。

(2) 移管に当たっては、あべたて保育園の在園児を受け入れるに当たり、必要な備品等に要する費用の一部について、市が助成する予定です。

(3) 移管後の保育を円滑に進めていただくため、移管後3年間は、保育士等の配置について必要な経費の一部を市が助成する予定です。

(4) あべたて保育園の在園児の保護者に対して、定期的に意向調査を行い、統合先の保育所等への入所見込み児童数を把握し、移管先法人と情報を共有します。

8 移管申込書類の配布等

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課において配置するほか、盛岡市のホームページに掲載します。

9 公募説明会

公募説明会を次の日程により開催します。参加を希望する法人は、令和8年8月12日（水）までに、盛岡市子育てあんしん課あて、電子メールにてお申込みください。

- (1) 日時 令和8年8月17日（月） 午前10時30分から
- (2) 場所 盛岡市保健所内 ※参加を希望する法人に後日連絡します。

10 質問の受付及び回答

移管先法人募集に関して質問があるときは、所定の質問票により、電子メールにてご提出下さい。

- (1) 受付期間 令和8年7月31日（金）から令和8年8月31日（月）正午まで【必着】
- (2) 質問方法
 - ア 電子メールによる。（送付先：問い合わせ先のメールアドレス）
 - イ 電子メールの件名は、「盛岡市立あべたて保育園移管先法人募集に係る質問票の送付について」等、本移管先法人募集に関わる質問であることが分かるように配慮すること。

- (3) 回答方法
提出された質問に対する回答は、令和8年9月4日（金）までに、盛岡市公式ホームページに掲載し、公表する。なお、同趣旨の質問は、まとめて回答するものとする。ただし、審査に影響しない軽微な質問や単なる事業概要に関する質問等については、質問者にのみ回答する。

11 応募書類の受付

- (1) 受付期間 令和8年7月31日（金）から令和8年9月11日（金）正午まで【必着】
受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、最終日となる9月11日は正午までとする。また、受付期間であっても土曜日、日曜日及び祝日に該当する日を除くものとする。
- (2) 提出先 盛岡市子ども未来部子育てあんしん課（盛岡市保健所1階）
- (3) 提出方法 持参（郵送等による受付はしません。）
- (4) 提出部数 6部

12 その他

- (1) 応募書類のほか、追加資料を提出していただくことがあります。
- (2) 移管先法人決定後、あべたて保育園の保護者が統合先の保育所等の見学を希望された場合は、積極的に対応していただきますようお願いいたします。
- (3) 応募に要した経費は、全て応募者の負担とします。

【問い合わせ先】

〒 020-0884 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階
盛岡市子ども未来部 子育てあんしん課

保育サービス推進係（木村、松坂、池田、^{きむら まつざか いけだ ほなきか}花坂）

電話 019-626-7553 ファクス 019-652-3424

メールアドレス kosodateansin@city.morioka.iwate.jp

盛岡市立あべたて保育園移管申込書 添付書類一覧

移管申込書を頭にして以下の順番によること。

1. 法人関係	
①	法人概要説明書（様式1）
②	法人登記簿の写し
③	定款
④	就業規則・給与規程（退職手当含む）・給与表
⑤	理事・監事の履歴書（様式2）
⑥	法人の令和6年度、令和7年度の決算書（貸借対照表、事業収支計算書、資金収支計算書）
⑦	所管庁の指導監査資料、指導監査結果報告書及び監査指導結果改善報告書（令和6年度、令和7年度分）
⑧	法人の令和8年度予算書
2. 保育関係（統合先の保育所等）	
①	施設長の履歴書
②	主任保育士の履歴書
③	保育方針、保育目標について（様式3の1）
④	保育内容について（様式3の2）
⑤	年間行事、園の安全対策・衛生管理について（様式3の3）
⑥	発達支援児保育、保護者とのコミュニケーションおよび保護者会との関係について（様式3の4）
⑦	地域活動への取組について、職員研修について（様式3の5）
⑧	保育所の令和6年度、令和7年度の決算書（貸借対照表、事業収支計算書、資金収支計算書）
⑨	所管庁の指導監査資料、指導監査結果報告書及び監査指導結果改善報告書（令和6年度、令和7年度分）
⑩	保育所の令和8年度予算書
⑪	保育課程、年齢別年間指導計画
⑫	建物図面（軽易なもの）
⑬	応募理由及びアピールしたいこと（様式4）
3. その他	
・提出書類は、項目ごとにインデックスをつけ、ファイル綴じした上で提出して下さい。 ・提出部数は、全てA4サイズ（予算書等で縮小すると判読困難なものについては、折り込み可）で、正本1部、副本（コピー可）6部とします。 ・統合先の保育所等のパンフレット等を6部（コピー可）添付願います。	

※ 注意事項

- (1) 提出した書類は、返却しません。
- (2) 各種様式については、それに準じたものでも可とします。